本号で公布された法令のあらまし

◇道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九七号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇車両制限令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（国土交通省）

1　この政令の趣旨に、限度超過車両の通行に係る許可の申請その他の手続に関し必要な事項については、道路法に定めるもののほか、この政令の定めるところによることを明記することとした。（第一条関係）

2　限度超過車両の登録又は登録の更新に係る手数料の額は、申請一件につき五、〇〇〇円とすることとした。（第一九条関係）

3　登録車両の通行に関する確認の手数料の額は、求め一件につき六〇〇円とすることとした。ただし、当該求めに係る出発地及び目的地が一の都道府県の区域内にある場合には、当該求め一件につき四〇〇円を超えない範囲内において判定基準が定められている当該都道府県の区域内の道路の延長及び構造を勘案して当該都道府県ごとに国土交通大臣が定める額とすることとした。（第二〇条関係）

4　指定登録確認機関が登録等事務を行う場合の手数料の額は、国土交通大臣が当該登録等事務を行う場合の手数料の額と同額とすることとした。（第二一条関係）

5　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行することとした。

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和三年七月二〇日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（金融庁）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、令和三年七月二一日とすることとした。

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令及び金融機能強化審査会令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（金融庁）

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正関係

1　実施計画の記載事項

金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下同じ。）であって、その主として業務を行っている地域における国民生活及び経済活動の基盤となるサービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置を実施するものが提出する実施計画について、実施計画の実施に伴う労務に関する事項を記載することとした。（第三〇条の五関係）

2　実施計画の認定の要件

実施計画の認定に際し、認定の申請をした金融機関等が次のいずれにも該当するものであることを要件とすることとした。（第三〇条の六関係）

㈠　実施計画の認定を取り消された金融機関等でないこと。

㈡　当該金融機関等の利用者に対して、経営基盤の強化のための措置の実施に関する情報の提供その他の当該金融機関等の利用者の保護に資する措置を講ずると認められること。

3　資金交付業務の財源に充てることができる金額の限度額

資金交付業務の財源に充てることができる金額の限度額を次に掲げる金額のいずれか低い金額とすることとした。（第三二条の二関係）

㈠　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第四三条の二第三項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認が行われる事業年度における積立金に相当する金額

㈡　当該事業年度以前の各事業年度において資金交付業務の財源に充てた金額の合計額を令和三年三月三一日を含む事業年度における積立金に相当する金額から控除した金額

4　金融機能強化業務の終了の日

金融機能強化業務が終了する日を次に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とすることとした。（第三四条関係）

㈠　協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日

㈡　預金保険機構が締結した全ての資金交付契約が終了した日の属する預金保険機構の事業年度の終了の日

5　金融機能強化審査会の事務が終了する日

金融機能強化審査会の事務が終了する日を次に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とすることとした。（第三四条の二関係）

㈠　協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日

㈡　全ての認定実施計画（法第三四条の一〇第三項の認定を受けた実施計画をいう。）の実施期間の終了の日

6　金融機能強化審査会の委員の数の上限

金融機能強化審査会の委員の数の上限を六人とすることとした。（第三五条関係）

7　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融機能強化審査会令の一部改正関係

金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局銀行第二課において処理することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二一日）から施行することとした。

◇臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇二号）（厚生労働省）

1　臨床検査技師が行うことができる検体採取として、次に掲げる行為を加えることとした。（第八条の二関係）

㈠　医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為

㈡　内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第五項関係）

3　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

1　臨床工学技士が行うことができる生命維持管理装置の先端部の身体への接続等として、血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去を加えることとした。（第一条第二号関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第五項関係）

3　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。